

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (")	1
○公共測量の実施の通知 (4件) (用地対策課)	2
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (")	2
○土砂災害特別警戒区域の指定 (")	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (")	3
○告示 (土砂災害警戒区域の指定)の一部改正 (")	3
○告示 (土砂災害特別警戒区域の指定)の一部改正 (")	3
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (4・21掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
○告示 (政治団体の設立の届出)の訂正	3
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	3
高知県収用委員会公告	
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定 (3件)	5

告 示

高知県告示第262号
医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第

144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
えん訪問看護ステーション南国 南国市篠原1818-1 コーポスカ イラーク103 令5・4・1
まよデンタルクリニック 香南市野市町東野1648-8 " " 18

高知県告示第263号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
令和5年5月2日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 届出の概要
- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
 - 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 福井店
高知市福井町字青サレ1056番地ほか
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

(6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年12月15日

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,118平方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
39台
イ 駐輪場の収容台数
17台
ウ 荷さばき施設の面積
44平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.2立方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前零時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和5年4月14日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第264号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
令和5年5月2日
高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
 - (2) 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ四万十渡川店
四万十市渡川三丁目67番地1ほか
 - (4) 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐車場1(店舗北側、東側)	43台

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐車場1(店舗北側、東側)	29台

- (5) 変更年月日
令和5年12月12日
 - (6) 変更理由
営業政策のため
- 2 届出年月日
令和5年4月11日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第265号

土佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)

- 2 作業期間
令和5年4月17日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
土佐市全域

高知県告示第266号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間
令和5年4月17日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
長岡郡大豊町

高知県告示第267号

土佐町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月17日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間
令和5年4月17日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
土佐郡土佐町全域

高知県告示第268号

いの町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月18日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間
令和5年4月17日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
いの町都市計画区域

高知県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき令和2年6月19日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき令和2年6月19日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

Table with 4 columns: 箇所番号, 区域の名称, 区域の所在地, 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類. Row 1: II-5671, 坂本, 高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに), 急傾斜地の崩壊

高知県告示第273号

令和2年6月高知県告示第471号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

表のII-5671の項を削る。

高知県告示第274号

令和2年6月高知県告示第477号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

表のII-5671の項を削る。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

Table with 4 columns: 役名, 氏名, 住 所. Rows include 理事 北澤 一男, 北澤 利文, 古谷 誠一, 古谷 孝司, 古谷 武徳, 古谷 正延.

Table with 4 columns: 監事, 氏名, 住 所. Rows include 岡村 敏英, 中城 徹, 北澤 利文, 北澤 一男, 古谷 誠一, 古谷 孝司, 古谷 武徳, 岡村 敏英, 中城 徹, 西川謙一郎.

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,774人である。

令和5年4月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,781人である。

令和5年4月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年4月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

Table with 2 columns: 選挙区, 人数. Rows include 高知市選挙区, 室戸市・東洋町選挙区, 安芸市・芸西村選挙区, 南国市選挙区, 土佐市選挙区.

Table with 2 columns: 選挙区, 人数. Rows include 須崎市選挙区, 宿毛市・大月町・三原村選挙区, 土佐清水市選挙区, 四万十市選挙区, 香南市選挙区, 香美市選挙区, 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区, 長岡郡・土佐郡選挙区, 吾川郡選挙区, 中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区, 佐川町・越知町・日高村選挙区, 黒潮町選挙区.

高知県選挙管理委員会告示第53号

令和4年9月高知県選挙管理委員会告示第124号(政治団体の設立の届出)の一部を次のように訂正する。

令和5年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部の表中「大上 由希子」を「大上 由季子」に訂正する。

監 査 公 表

監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、令和5年2月15日 吾川郡いの町 村岡盛志から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年4月14日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月2日

Table with 4 columns: 高知県監査委員, 氏名. Rows include 下村 勝幸, 金岡 佳時, 奥村 陽子, 五百藏 誠一.

(原文掲載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和5年2月15日

2 請求人

吾川郡いの町 村岡 盛志

3 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

ア 須別当山地災害防止工事の予算の執行停止を命ずる

とともに、高知県に損害を与えることのない災害復旧工事のあり方を勧告すること。

イ 森林法に基づく適切な事務が執行されなかった原因を明らかにするとともに、再発防止策を命ずること。

(2) 請求の理由（原文登載）

高知県は、吾川郡いの町上八川下分字タラヤブの土砂流失防備保安林で発生した土砂災害に対し、令和4年度山地災（県営）第12号須別当山地災害防止工事を発注しようとしている。

しかし、この土砂災害の原因は、保安林の伐採を行った株式会社林業伊東（以下「事業者」という。）の不法行為と森林法（以下「法」という。）に基づく監督処分等の権限の行使をしなかった知事の作為義務の不作为によるものである。

事業者は、平成30年7月5日付けの保安林内立木伐採許可決定通知書に基づき、平成31年1月までに保安林内の立木を皆伐し、土砂災害が発生した箇所の上の林道に隣接した広場を土場として使い、架線一本丸ごと集材した杉の玉切作業を行い搬出した。その際に、大量に出た末木枝条を皆伐した急峻な谷側に投棄し、それが令和2年夏頃から徐々に滑り落ち、災害の範囲が広がっていったものである。

末木枝条を自然還元利用する場合は、安全対策を講ずることが義務付けられており、事業者がこれを怠ったことが災害の原因であるが、今回の施業は、そもそも安全対策を講じても流出を防ぐことのできない危険かつ悪質なものである。

また、末木枝条の大量投棄は「土砂捨てその他物件の堆積」として、法34条2項の「土地の形質を変更する行為」に該当し、知事の許可を受けなければならないが、事業者はその手続きも行ってない。

一方、知事は法に基づき、適切な施業を確保することにより災害の防止という公益目的を達成する責務を負っている。そのため、許可を受けずに末木枝条を大量投棄していることに対する行政指導、事業者がそれに従わない時の法第38条の中止命令や復旧命令という作為義務を早期に適切に行使しなければならないが、知事はこれを怠っている。その根底には、国道から一見すれば危険な状態であることが分かるものを、長期間漫然と見過ごしてきた知事の重大な過失と、事務所はもとより主管課も含めて法の目的や知事の責務を理解していない組織的な過失がある。

事業者と知事の不法行為による災害に対し、山地災害防止事業を実施することは、違法な公金の支出である。

(3) 事実を証する書面

ア 工事の発注を準備していることを証する書類（令和5年2月13日付け治山林道課回答）

イ 知事への手紙（令和4年3月15日付け「知事へのメール」への回答）

ウ 末木枝条の取り扱いについて国の通知文書がないと証する、また、復旧命令を行っていないことを証する文書（公文書不存在決定通知書（令和4年4月1日付け3高治林第1252号））

エ 災害現場の写真

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、須別当山地災害防止工事について公金を支出することが違法又は不当であるかを監査対象とした。

なお、請求人は、森林法に基づく適切な事務が執行されなかった原因を明らかにするとともに、再発防止策を命ずることについても請求しているが、これらの請求内容は、法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないため、本件監査の対象外とした。

2 監査対象部局

須別当山地災害防止工事を所管している高知県林業振興・環境部治山林道課を監査対象部局とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

令和5年3月24日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第242条第8項の定めるところにより、関係職員として、治山林道課の職員4名を立ち会わせた。

なお、請求人から措置請求書を補充する証拠として、次の書類の提出があった。

ア 提出資料

陳述書

追加資料

(ア) いの町上八川葛川地区における作業道開設等に伴う災害・事故等の発生状況と今後の対策について（令和4年2月10日付けで村岡氏が高知県林業振興・環境部長、高知県土木部長、いの町長に提出した文書）

(イ) 知事への手紙（令和4年11月25日付け）

(ウ) 治山台帳

(エ) 高知県事務処理規則（抜粋）

イ 陳述の概要

災害の発生時期について、県は令和3年8月の長雨によって災害が発生したと主張しているが、前年の夏頃からと記憶している。

末木枝条の大量投棄は森林法第34条第2項の土地の形質を変更する行為にも該当する。本来、申請しても認められるものではないが、法的には県の許可が必要である。手続きを行っていればこのような災害は起こらなかった。

そもそも現場は、これまでも土砂災害が起こって保安林に指定された危険な場所であり、そのような場所で末木枝条を大量投棄することはない。

県は災害復旧工事を行った上で、費用は責任割合に応じて事業者と関係職員で負担するべきである。

(2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である治山林道課に対し、陳述の機会を設けたところ、治山林道課からおおむね次のとおりの陳述があった。

なお、治山林道課から説明用資料として、次の書類の提出があった。

ア 提出資料

陳述書

イ 陳述の概要

今回の土砂災害は、令和3年8月の大雨後に発生したものの、深さ50cm程度の表土層が崩れる「表層崩壊」であり、指摘されている末木枝条については平成23年度に施工した谷止工部分に堆積していることが確認できる。

崩壊前の末木枝条の堆積箇所と崩壊頭はほぼ一致しているものの、過去に末木枝条を堆積していない隣接地でも同様の山腹崩壊が発生している。

令和4年2月に現地調査を実施した専門家からも、「地表面水が地中に浸透し、二つの尾根により制限された地下水が当該斜面内に供給されたことで、地山が飽和状態となり、崩壊に至ったもので、枝条の堆積による水の貯留やその重みによって斜面に影響を与えたとは考えられない」との見解を確認している。

斜面上部や崩壊斜面に落下した末木枝条については、原因者である（株）林業伊東に撤去を求めている。

崩壊地からの末木枝条の撤去を確認した後、工事を発注して保安林機能の回復と被害拡大の防止を目指す。

4 監査の実施

治山林道課から関係書類の提出を受けるとともに、令和5

年4月11日に聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

(1) 末木枝条について

請求人が土砂災害の原因としている末木枝条（以下、「末木枝条」という。）は、平成30年7月5日付け30高西林第218号で許可された立木伐採によるものである。

末木枝条は林道須別当線近くの伐採跡地内に堆積されていた。

(2) 林道須別当線下方の山腹崩壊について

須別当山地災害防止工事の原因となった山腹崩壊（以下「山腹崩壊」という。）について、県は令和4年2月に現地調査を行っており、林道の路肩から崩壊山腹上部にかけて流水の痕跡が見られ、林道路側構造物の下部に湧水が噴出した痕跡も確認できることなどから、令和3年8月の大雨による表面水や浸透水、湧水が原因となり、地山表層部で崩壊が発生したものとしている。

専門家も、山腹崩壊は、浸透水や地表面水が法面内に供給されたことで不安定化し崩れたもので、堆積物の重みで斜面崩壊を起こすようなことはなく、末木枝条の堆積が原因ではないとしている。

また、崩壊土砂とともに落下した末木枝条については、平成23年度に須別当復旧治山工事で施工した谷止工に堆積しており、崩壊土砂や末木枝条による谷止工の損傷も見られない。

なお、請求人が山腹崩壊は令和2年夏頃から徐々に滑り落ちたと主張していることに対して、令和3年4月に撮影されたGoogleストリートビューの画像が提出された。この画像においては、末木枝条の堆積の崩壊は見られなかった。

(3) 森林法第34条第2項の許可について

森林法第34条第2項では、保安林において、都道府県知事の許可を受けなければ開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならないとされている。

平成7年10月31日付け林野庁通知である「保安林の土地の形質の変更行為に係る作業許可の取り扱いについて」では、「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛り土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為は該当しないとされている。

末木枝条を堆積した場所（以下「堆積地」という。）は、皆伐跡地であり、指定施業要件に従って令和3年3

月31日までに植栽の義務がある。

堆積地では、末木枝条があることによって植栽を妨げるため、森林法第34条第2項に定める「土地の形質を変更する行為」に該当すると考えられる。

県は、堆積地に対して森林法第34条第2項の許可を行っていないが、上記の考え方にに基づき、立木伐採を行った事業者に対して、末木枝条の撤去を求めており、監査の段階で撤去は完了している。

また、山腹崩壊の範囲外の堆積地については、今後植栽を行うよう指導していくとの説明があった。

2 判断

請求人の主張するとおり、末木枝条を堆積する行為は森林法第34条第2項の許可が必要であったと考えられる。

しかしながら、監査対象部局が主張するとおり、山腹崩壊の原因は、令和3年8月の大雨によるものと考えられ、末木枝条の大量投棄が原因であるとする請求人の主張には具体的な根拠がない。

3 結論

以上のことから、須別当山地災害防止工事について公金を支出することが違法であるとして予算の執行停止を求める請求人の主張には理由がない。

よって本件措置請求を棄却する。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和5年5月2日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 起業者の名称
国土交通大臣

2 事業の種類
一般国道56号改築工事（窪川佐賀道路・高岡郡四万十町平串字高尾地内から同町富岡字松下地地内まで及び同町見付字カヤノ木地内から同町金上野字見付越地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高岡郡四万十町富岡地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
鳥井 駄場	256番	田	田	900㎡	900.01㎡	4.65㎡

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
鳥井 駄場	256番	田	田	900㎡	900.01㎡	0.26㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積等
高岡郡四万十町富岡地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
鳥井 駄場	256番	田	田	900㎡	900.01㎡	4.65㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

(2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法
橋梁上部工及び足場設置工としての使用

イ 使用の期間
令和6年7月1日から令和8年2月28日まで

5 土地所有者の住所及び氏名

(1)及び(2)のとおり

(1) 持分2分の1 亡川上長夫 法定相続人
愛知県丹羽郡扶桑町高雄字北東川25番地 ハイソウ岡103号 持分7分の2 青井 弘子
宿毛市坂ノ下635番地5 持分224分の5 公文 キヨ子
香美市土佐山田町間110番地 持分56分の1 小松 緑
高知市南河ノ瀬町16番地 改住2-23号 持分28分の1 川上 慶助
岐阜県羽島市正木町曲利944番地 持分56分の1 川上 幸子

安芸市井ノ口乙166番地 持分56分の1 一圓 由理
 安芸市赤野乙1857番地 持分56分の1 有光 弘行
 宿毛市萩原3番50号 山本ハイツ203
 持分224分の1 公文 哲也
 宿毛市坂ノ下635番地5 持分224分の1 公文 光一
 山口県岩国市山手町四丁目1番29号 河内ビル203号
 持分224分の1 公文 一明
 香南市野市町中ノ村74番地4
 持分112分の1 小松 昭子
 南国市西山480番地の11 持分112分の1 川村 由香
 香川県坂出市加茂町700番地13 グループホーム五色
 台(壹番館) 持分168分の1 川上 洋子
 上記 川上洋子 成年被後見人につき成年後見人
 香川県仲多度郡琴平町392番地18 和泉 とみ代
 千葉県市原市諏訪一丁目5番地1 エステートピアパ
 ール205 持分168分の1 川上 裕司
 香南市香我美町岸本804番地4
 持分84分の1 川上 由記子
 徳島県徳島市沖浜東一丁目39番地 ウォーターフロン
 ト402 持分168分の1 小島 摩子
 高知市福井扇町1091番地19 中越ハイツ4F東
 持分168分の1 植田 整司
 岐阜県羽島市正木町須賀1892番地3
 持分56分の1 川上 世支朗

(2) 持分2分の1
 高岡郡四万十町小向175番地 高橋 忠清

6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 登記名義人 亡麻野健太郎 法定相続人
 大阪府大阪市都島区中野町五丁目8番33号
 持分45分の8 麻野 静子
 高岡郡四万十町窪川1162番地
 持分180分の31 麻野 富美子
 大阪府堺市美原区さつき野東二丁目8番地10
 持分45分の2 中道 典子
 大阪府大阪市鶴見区放出東二丁目23番14号
 持分45分の2 坂本 裕志
 高知市石立町211番地1 持分90分の1 宮岡 一予
 大阪府高槻市大蔵司二丁目9番5号
 持分90分の1 坂本 幸生
 大阪府茨木市郡五丁目13番11号 ソルレヴァンテ501号
 持分90分の1 鈴木 利恵子
 大阪府高槻市緑が丘二丁目20番18号
 持分90分の1 坂本 公生
 大阪府高槻市大蔵司二丁目27番5号

持分45分の2 坂本 美千代
 大阪府大阪市港区弁天二丁目1番8-702号
 持分135分の32 坂東 福枝
 大阪府大阪市東成区中本三丁目9番20-311号
 持分135分の4 木村 文代
 大阪府大阪市東淀川区瑞光四丁目3番26号
 持分135分の2 磯江 佳代
 大阪府大阪市東成区中本三丁目9番20-516号
 持分135分の2 木村 紀夫
 大阪府大阪市住之江区南港中五丁目5番35-508号
 持分135分の8 中島 香代子
 持分120分の7 麻野 初恵
 住所不明
 兵庫県西宮市上田市五丁目7番9号
 持分120分の7 魚住 真紀
 抵当権(昭和30年10月1日 第2169号)

7 裁決手続の開始を決定した年月日
 令和5年4月19日

~~~~~

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。  
 令和5年5月2日  
 高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道56号改築工事(窪川佐賀道路・高岡郡四万十町平串字高尾地内から同町富岡字松ノ下地地内まで及び同町見付字カヤノ木地内から同町金上野字見付越地内まで)及びこれに伴う町道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高岡郡四万十町金上野地内

| 字   | 地番      | 地目  |    | 地積     |           | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|---------|-----|----|--------|-----------|-------------------|
|     |         | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測        |                   |
| 焼木谷 | 1528番10 | 山林  | 山林 | 4,462㎡ | 6,535.09㎡ | 39.69㎡            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

りである。  
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)  
 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
 (1) 土地の所在、地番、地目及び地積等  
 高岡郡四万十町金上野地内

| 字   | 地番      | 地目  |    | 地積     |           | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|---------|-----|----|--------|-----------|-------------------|
|     |         | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測        |                   |
| 焼木谷 | 1528番10 | 山林  | 山林 | 4,462㎡ | 6,535.09㎡ | 4.48㎡             |

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

- (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)
- (2) 使用の方法及び期間  
 ア 使用の方法  
排水構造物工(平張コンクリートを含む。)及び掘削工としての使用  
 イ 使用の期間  
令和6年5月1日から令和7年2月28日まで
- 5 土地所有者の住所及び氏名  
高岡郡四万十町茂串町14番4号 渡邊 章夫
  - 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
  - 7 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和5年4月19日

~~~~~

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
 令和5年5月2日
 高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事(窪川佐賀道路・高岡郡四万十町平串

字高尾地内から同町富岡字松ノ下地地内まで及び同町見付字カヤノ木地内から同町金上野字見付越地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

- 3 取用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高岡郡四万十町金上野地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
焼木谷	1528番17	山林	山林	7,735㎡	15,136.07㎡	1,827.81㎡
						474.81㎡

取用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 土地の所在、地番、地目及び地積等
高岡郡四万十町金上野地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
焼木谷	1528番17	山林	山林	7,735㎡	15,136.07㎡	14.15㎡
						235.96㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- (2) 使用の方法及び期間
ア 使用の方法
(ア) 使用する土地の面積が14.15平方メートルであるもの

排水構造物工(平張コンクリートを含む。)及び掘削工としての使用

- (イ) 使用する土地の面積が235.96平方メートルであるもの

トンネル構造物の設置のための地下使用(使用しようとする地下の範囲は、東京湾平均海面の上271.130メートルから284.961メートルまでとする。)

- イ 使用の期間
(ア) 使用する土地の面積が14.15平方メートルであるもの

令和6年5月1日から令和7年2月28日まで

- (イ) 使用する土地の面積が235.96平方メートルであるもの

トンネル構造物の存続期間中

- 5 土地所有者の住所及び氏名
高岡郡四万十町金上野617番地2 多賀 三吉
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
令和5年4月19日